

2026年5月

「中間試案」に対する主なコメント(国際銀行協会)

総論

- 株主確認制度は、インベストメント・チェーンの透明性向上に資するものであり、発行体と株主の間の建設的な対話・エンゲージメントに資するものであるべき。欧州におけるSRD 2の取組みと同様に、発行体と株主の双方に付加価値の有る制度作りが求められる。
- 大多数の海外投資家は、発行体へのエンゲージメントよりも、経済的利益を期待している。発行体がエンゲージメントに神経を尖らせるケースも有り得るが、株主確認制度は、経済的利益を期待する投資家を不必要に詮索したり、ましてや制裁を加えたりすることは避けるべき。
- 株主確認制度の主たる目的が建設的な対話の促進であるならば、発行体は、(しかるべき幹部が対話に参加することも含めて)対話の機会を確保すべきであり、現時点における株主だけではなく、(未だ株主ではなくても)将来的に株主に成り得る投資家にも対話機会を確保して頂きたい。
- 株主確認制度によって発行体が受領する情報は、建設的な対話に活用されるべきで、発行体による企業防衛や投資家への牽制に使われるべきではない。
- 欧州では、SRD2の見直しが進められており、今年秋になんらかの方向性が打ち出される模様。日本はこの動きを注視して制度検討の参考として、欧州の制度と整合的な制度作りが期待される。
- 投資家など関係者とのコミュニケーション(制度内容の周知)が制度導入の成功の鍵。この点、2020年に外為法が改正された際の財務省の取組みが参考となる。英語で情報発信をし、また海外の主要都市で投資家向けの説明会を開催した。法務省も参考にして頂きたい。

確認制度

- 欧州における確認制度と同様に、仲介機関はカスタディ口座の保有者情報を以って回答することとなる。インベストメント・チェーンをさかのぼって、最終投資家の素性を突き止めることまで求められるべきではない。
- 確認請求の濫用(過剰に頻繁な請求など)を防止する規定が設けられるべき。
- 発行体は確認請求の都度、実質株主に関する情報(保有株式数及び連絡先を含む)を取得することとなる。実質株主に対して保有株式数の増減要因等に関する問い合わせ

が頻繁に行われると、大きな業務負担となる。発行体から実質株主への問い合わせが過度なものとならない規定を設けて頂きたい。

- 確認作業に係る費用を仲介機関が適正に徴求できるよう担保して頂きたい。
- 確認請求に対する回答期限は、(本邦発行体、仲介機関、直近仲介機関の間に存在する)時差など実務的な課題も勘案して設けるべき。
- 確認請求は、欧州と同様に、機械読み取り・自動処理が可能なフォーマットとすべき。
- 不遵守に対する制裁は、議決権停止ではなく過料とすべき。不遵守を犯した者が海外に在る場合、過料は当該者に直接課すべきであり、代わりに、日本に所在する関係仲介機関などに課したりすることが無いようにして頂きたい。仲介機関の事務過誤は過料の対象外として頂きたい。
- 実際に過料を発動する前に、十分な猶予期間を設けて、関係者が新たな確認制度を十分に認識出来るようにすべき。

通知義務

- 通知義務は、現行の大量保有報告制度(閾値は5%)と整合的なものとすべき。
- 制裁(議決権停止)は故意または重過失による不提出または記載内容の重大な誤りに限定すべき。軽微な提出遅延や過誤は除外されるよう軽微基準が設けられるべき。
- 現行の大量保有報告制度では、一定の条件を満たす場合に、金融機関は、本則のように直ちに(例 閾値を超えた場合、5 営業日以内)報告することを免除されている(「特例報告制度」)。すなわち、重要提案行為等を行わない限り、2 週間ごとの報告となっている。かような条件を満たす金融機関は制裁の対象から除外して頂きたい。
- 現行の報告制度では、金融グループに属する各社の保有分は、“みなし共同保有”とみなされ、合算された上で大量保有報告の要否が判定される。しかし、各社が独自にエンゲージメント方針を策定している場合まで、かように合算することは必ずしも合理的ではない。グループ内の1社による通知義務違反が、合算される同じグループ内の他社の保有分に係る議決権停止の引き金となることは避けるべき。

その他

- 株主総会への出席は、現状、名義株主に認められているが、実質株主にも出席および議決権行使の権利を附与すべき。
- 実質株主に議案提案権を附与すべき。
- 実質株主に(損害賠償請求などの)原告適格性を認めるべき。

###